

「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現に向けた提案・要望  
分野別 提案・要望

分野1 安心・安全を広げる分野

# 子育て支援の充実

要望先：内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省

県担当課：少子政策課・国保医療課・健康長寿課

平成24年における本県の合計特殊出生率は1.29であり、全国で4番目に低く、少子化に歯止めがかからない状況にある。

本県においては、核家族世帯の割合が極めて高く、男性の就業時間も長いといふことに加え、女性の就業率も年々高まっている。

こうしたことから、誰もが安心して子供を産み育てる環境づくりなどの少子化策が重要な課題となっている。

## 1 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行

内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省

平成27年4月施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」により、子ども・子育て支援に関する「量の拡充」と「質の改善」に1兆円超の財源が必要と試算されているが、消費税財源による0.7兆円しか財源が確保されていない。

新制度により「量の拡充」と「質の改善」が十分行われるようにその実施に必要な1兆円超の財源を確保すること。

特に、保育士配置基準の改善や障害児の受入体制充実等に対応した公定価格を設定すること。

なお、新制度の円滑な施行に向け、地方公共団体が条例制定など十分な準備を行えるように、地方の意見を踏まえ、速やかに新制度の具体的内容を示す等の対応をとること。

### ◆現状・課題

- 子ども・子育て会議の試算では、「量の拡充」と「質の改善」に1兆円超が必要とされており、消費税財源による0.7兆に加えて0.3兆円超の財源確保が必要となるが、財源確保の見込みが立っていない。特に、「質の改善」には、保育所等で働く保育士等の処遇改善や職員配置基準の改善など、新制度施行による子ども・子育て支援の充実には欠かせない内容が含まれている。
- 保育所運営費の積算においては1歳児6人に対し保育士1人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配置できるよう補助を実施している。
- 乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。
- 現行の徴収金（保育料）の制度では、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等に入所している場合に軽減されることとなっており、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、同時入所要件の廃止と対象施設の拡大が必要である。
- 新制度の施行準備として、地方公共団体による施設基準や支給認定基準等の条例制定等と条例に基づく施設の認可や利用者の支給認定の実施が必要となるため、基準等の具体的な取り扱いに関する情報が速やかに提供されることが必要である。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 新制度施行に必要な1兆円超の財源を確実に確保し、新制度施行により「量の拡充」と「質の改善」を実施すること。また、平成26年度の新制度施行準備（システム開発や新制度の広報）に必要な財源を確保すること。
- ・ 公定価格等は、「質の改善」を十分に実施できる内容とし、特に、適切な地域区分の設定と県が単独補助を実施している以下の内容を反映した設定とすること。
  - ①1歳児に対する保育士配置4：1
  - ②一時預かり・延長保育等の事業実施に必要な補助単価
  - ③乳児定員に対応した保育士雇用
  - ④アレルギー児に対応する職員配置
  - ⑤児童の障害の程度に応じた加算
- ・ 利用者負担の設定にあたっては、多子世帯保育料等軽減措置における同時入所要件の廃止と対象施設の拡大を図ること。
- ・ 新制度施行に向け、地方公共団体による施設の認可や利用者の支給認定が円滑に実施できるように、施設基準や支給認定基準等に関する取扱い通知や事務処理要領など、具体的な取り扱いに関する情報を早期に提示すること。

## 2 保育所整備等への交付金等の充実

(再掲)

内閣府・文部科学省・厚生労働省

## 3 認定こども園・認可保育所への移行促進

(再掲)

内閣府・文部科学省・厚生労働省

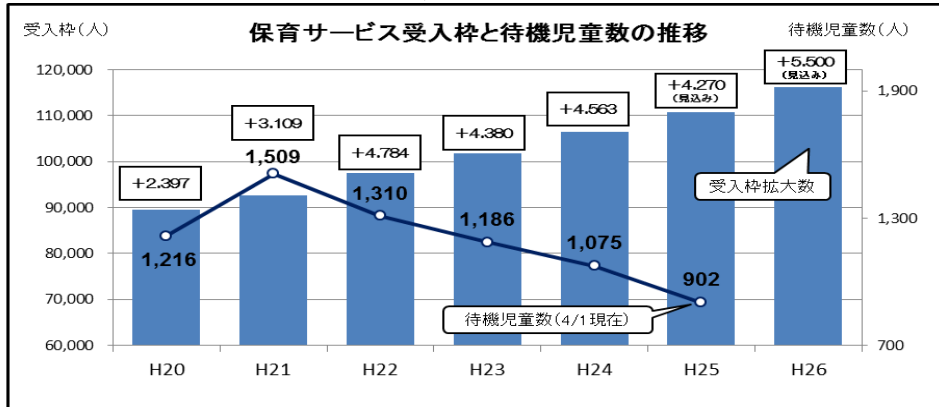
保育士が安定的・継続的に働くことのできる処遇を実現するため、新制度においては適切な公定価格を設定すること。

また、公定価格の人件費部分を明確にするとともに、保育士の処遇の実態について、広域的に調査し、保育士の給与に直接反映するための指導基準を定めること。

さらに、保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力に推進し、保育士資格取得支援事業の対象を広げるなど、国において十分な財源措置を図ること。

#### ◆現状・課題

- ・ 保育サービスの受入れ枠の拡大に伴い、保育士の確保が課題となっている。



- ・ 安心子ども基金及び保育緊急確保事業による保育士確保のための施策は、当面平成26年度限りとなっている。
- ・ 平成27年度以降も、引き続き強力に推進し、財源については、地方に負担転嫁することなく、国において十分な財政措置を図ることが必要である。
  - 平成26年度保育士人材確保等事業
    - ・ 保育士・保育所支援センター開設等事業（安心子ども基金/国 1/2 県 1/2）
    - ・ 保育施設等保育士資格取得支援事業（安心子ども基金/国 3/4 県 1/4）
    - ・ 保育士研修等事業（安心子ども基金/国 1/2 県 1/2）
    - ・ 保育士等処遇改善臨時特例事業（保育緊急確保事業/国 3/4 県 1/8 市町村 1/8）
- ・ 保育士の新規人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。また、首都圏における保育士の労働実態（勤務時間、年代別給与、離職率等）を広域的に調査し把握する必要がある。
- ・ また、人件費については他の用途に使用されないよう、運営費等の経理に係る基準を見直す必要がある。
- ・ 保育士資格取得支援事業は、養成校の授業料等が補助対象となっているが、一般的に利用の多い「保育士試験対策講座」の受講料を対象にし、試験合格者を増やすことで、即効性のある保育士確保を行うことが必要である。
- ・ 平成25年度賃金構造基本統計調査によると、埼玉県の保育士の平均給与は219,000円で、幼稚園教諭の平均給与より18,000円程度低くなっている。

#### ○平成25年度賃金構造基本統計調査

	埼玉県			全国		
	平均年齢	勤続年数	給与月額	平均年齢	勤続年数	給与月額
保育士	32.5年	8.4年	219,000円	34.9年	7.7年	206,900円
幼稚園教諭	30.7年	7.3年	237,200円	31.8年	7.3年	220,100円

## 5 放課後児童健全育成事業の充実について 【新規】 (再掲)

内閣府・厚生労働省

## 6 地域子育て支援拠点事業の対象事業の拡大

内閣府・厚生労働省

地域子育て支援拠点の身近な地域への設置を促進するため、児童福祉法に該当する地域子育て支援拠点事業はすべて子ども・子育て支援新制度における国庫補助対象にすること。

### ◆現状・課題

- ・ 児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業は、週3日以上かつ1日3時間以上の開設などを基準としている。
- ・ しかし、国庫補助の対象となる地域子育て支援拠点事業は、基本的に1日5時間以上の開設や児童福祉施設等での実施などの条件を満たす場合のみである。
- ・ 1日5時間以上の開設時間では、子育て家庭に身近な放課後児童クラブや公民館を半日利用して拠点事業を実施するなどの柔軟な対応が難しく、拠点の設置が進まない状況にある。
- ・ 埼玉県では、地域子育て支援拠点の身近な地域への設置促進を図るため、国庫補助対象となる地域子育て支援拠点よりも要件を緩和した「地域子育て支援拠点・サロン型」の運営費の補助を独自に行ってきた。

### ※平成25年度実施状況

- ・ 補助要件 週3日以上かつ1日3時間以上開設・専任職員1名以上配置
- ・ 補助基準額 3日型 1,500,000円・5日型 2,300,000円
- ・ 負担区分 県1/2：市町村1/2
- ・ 補助対象か所数 30か所
- ・ 補助総額 20,250,000円・交付決定額

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 子育て支援をさらに充実させるため、国庫補助事業である地域子育て支援拠点事業に、児童福祉法に該当するすべての拠点を対象とすること。

※児童福祉法第6条の3第6項及び児童福祉法施行規則第1条の7に規定する地域子育て支援拠点事業の主な基準

- ・ 子育てに関する知識と経験を有するものの配置
- ・ 週3日以上かつ1日3時間以上の開設

## 7 乳幼児等に対する公費負担医療制度の創設

厚生労働省

地方単独事業として全都道府県において実施されている乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成について、国として統一した公費負担医療制度を創設すること。

また、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること。

### ◆現状・課題

- ・ 乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て家庭の福祉の増進において大きな役割を果たしている。
- ・ しかし、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合は、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置がとられている。

### ○埼玉県の乳幼児及びひとり親家庭等医療費の助成状況

	乳幼児医療費の助成状況	ひとり親家庭等医療費の助成状況
医療費支給対象	就学前まで	母子・父子家庭の児童及びその保護者 両親のいない児童及びその保護者
医療費支給方法	償還払い	償還払い
平成26年度予算	2,835,228千円	1,048,003千円
平成25年度実績	受給対象者数 324,850人	受給対象者数 103,390人
	支給件数 5,614,221件	支給件数 827,828件
	市町村支給額 5,325,487千円	市町村支給額 2,000,293千円
	事業費県補助 2,618,180千円	事業費県補助 990,605千円

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成が全国的に実施されていることを踏まえ、国の責任のもとに全国統一した公費負担医療制度を創設すること。
- ・ 医療費助成制度の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置は本来国が果たすべきセーフティネットを担っている地方公共団体の努力を阻害するものであり、直ちに廃止すること。

次世代育成支援の一環として、不妊治療のうち人工授精を医療保険の適用対象とすること。

#### ◆現状・課題

- ・ 次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、国の特定不妊治療助成事業に基づき、県は、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精の治療費の一部助成を、平成16年度から開始している。
- ・ 前年の夫婦の所得合計額が730万円未満で、指定医療機関で治療を受けた県内に住所を有する夫婦に対して、助成している。
- ・ 1回の治療につき15万円（治療内容により一部7万5千円）を上限に、初年度年3回、2年度目以降年2回まで通算5年（通算10回まで）助成している。
- ・ 結婚後の早期の治療を勧奨するため、平成28年度から年齢に応じ対象や助成回数が見直され、経過措置として平成26年度から一部改正が導入される。
- ・ 一方、人工授精は助成対象外であり、保険適用外でもある。
- ・ 人工授精は体外受精・顕微授精の前段階の治療として、広く治療が行われており、県民からも助成を希望する声がある。
- ・ 国は「子ども・子育てビジョン」の中で、不妊治療に係る経済的負担の軽減を明記している。

#### ○不妊治療費助成実績（体外受精・顕微授精）

年 度	助成件数（件）
平成16年度	1, 139
平成17年度	1, 363
平成18年度	1, 520
平成19年度	2, 972
平成20年度	3, 550
平成21年度	3, 999
平成22年度	4, 240
平成23年度	4, 887
平成24年度	5, 972
平成25年度	6, 819

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 不妊治療のうち人工授精について、医療保険の適用対象とすること。

不育症に対する治療方法を確立し、医療保険の適用対象とすること。

◆現状・課題

- ・ 2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合を不育症と定義している。
- ・ 流産は、妊娠した女性に約15%の頻度で生じるが、高年齢や流産回数が多くなるにつれ、その頻度は増加する。女性の年齢分布から有病率を計算すると毎年3.1万人の不育症患者が出現していることになる。
- ・ 不育症の治療の中でも、原因がわかり治療方法が明確な血栓症のリスクがある不育症患者を対象とするヘパリン在宅自己注射については、保険適用がなされるなど、研究の成果を享受できる。一方、原因の多くは、まだ不明であり、治療方法の確立が望まれる。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 不育症について早期に原因を究明し、治療方法を確立することにより、不育症の治療について医療保険の適用対象とすること。



# 児童虐待防止対策の充実

要望先：厚生労働省

県担当課：こども安全課

県内の児童相談所で受け付けた児童虐待通告件数は、急増しており、平成24年度には、過去最高の4,769件に達し、さらに全国においては深刻な事例も後を絶たない。

虐待を受けた子供については、その保護だけにとどまらず、その後のケア、養育への支援や親子関係の修復に向けた支援体制の整備が喫緊の課題である。

また、児童福祉施設に係る職員配置や措置費については、児童の社会的養護の実態を踏まえた見直しが求められている。

## 1 児童養護施設等の職員配置基準及び措置費の見直し

厚生労働省

児童養護施設等が、被虐待児童等処遇に特別の配慮を要する児童の入所増に対応するため、独自に基準を上回る職員を配置するなど、過重な負担を強いられている実態を踏まえ、職員配置基準を抜本的に見直すこと。

乳児院については、重篤な疾患や障害のある児童の安全な受入体制の構築が緊急の課題であることから、看護師や保育士の重点的配置により、常時、適切な医療的ケアの提供が可能となる配置基準を創設すること。

措置費については、社会的養護の実態を踏まえ見直しを行うこと。

### ◆現状・課題

#### (1) 児童養護施設等の職員配置基準の見直し

- 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では、虐待やDVを受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、個別のきめ細かな処遇が求められている。また、知的障害や発達障害、精神障害のある児童等の入所により、専門的な知識・技術、適切な心理的ケア及び医療的ケアのほか、施設退所後のアフターフォローが求められている。
- 職員の配置基準は、厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正（平成23年6月17日付け及び平成24年5月31日付け）で見直しが行われたものの、抜本的な見直しには至っていないため、現場の実態とは乖離し職員の負担が限界に達している。

○児童養護施設等の職員配置基準

施設種別	職 種	国が定める職員配置基準		要望
児童養護施設	児童指導員・保育士	2歳未満児	1.6 : 1	→ — 3 : 1 3 : 1 5 : 1 3 : 1 各施設1人 4人 4人
		2歳～3歳 未満児	2 : 1	
		年少児	4 : 1	
		その他	5.5 : 1	
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士	4.5 : 1		3 : 1
	セラピスト	10 : 1		5 : 1
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員等	4.5 : 1		3 : 1
	看護師	—		各施設1人
母子生活支援 施設	母子支援員	20世帯以上3人		4人
	少年指導員	20世帯以上2人		4人

○埼玉県内施設における職員配置の状況

(平成25年4月1日現在)

施設種別	職員数(人)(施設合計)		職員1人当たり 児童数等
児童養護施設 (本体施設) 民設17施設	国基準	児童指導員・保育士 200	4.85
	現員(常勤)	児童指導員・保育士 298	3.38
情緒障害児 短期治療施設 民設1施設	国基準	児童指導員・保育士 11 セラピスト 4	4.36 12.00
	現員(常勤)	児童指導員・保育士 11 セラピスト 5	4.36 9.60
児童自立支援施設 県立1施設	国基準	児童自立支援専門員等 17	4.50
	現員(常勤)	児童自立支援専門員等 30	2.57
母子生活支援施設 民設2施設	国基準	母子支援員 5 少年指導員 3	20世帯施設 1人 6.7世帯 1人 10世帯
	現員(常勤)	母子支援員 6 少年指導員 5	20世帯施設 1人 5世帯 1人 6.7世帯

○児童養護施設及び乳児院の被虐待児童等入所割合

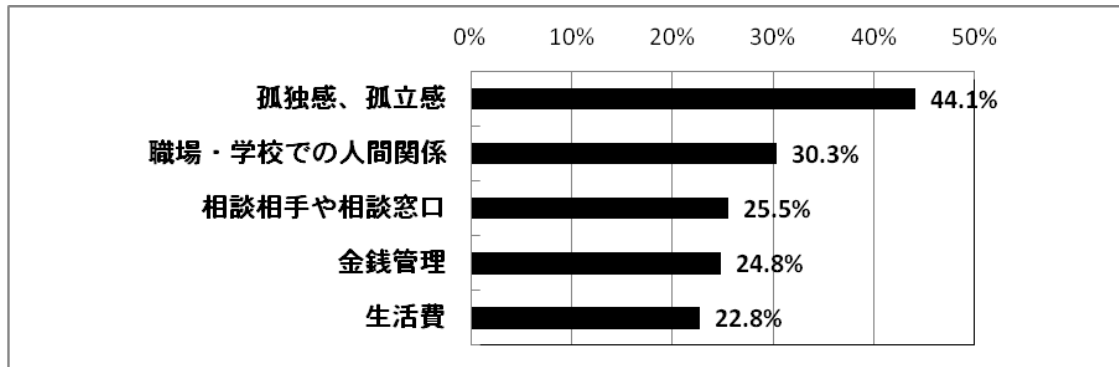
(県内施設：平成25年4月1日現在)

施設種別	被虐待	知的障害	発達障害
児童養護施設	64.7%	14.8%	12.3%
乳児院	37.7%	7.1%	0%

○平成25年1月「埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査」

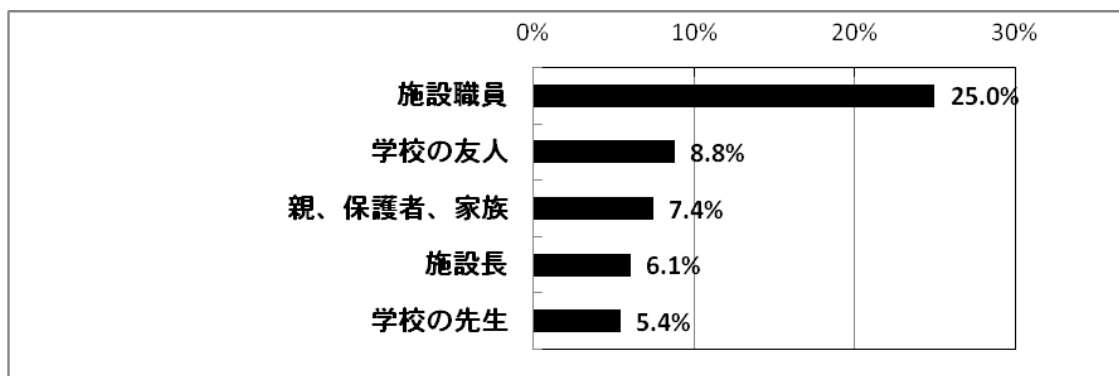
- ・ 施設退所直後にまず困ったこと(複数回答有り)

施設を退所した直後に「まず困ったこと」は、「孤独感、孤立感」、「職場・学校での人間関係」、「相談相手や相談窓口」が多い。



- ・ 施設退所直後に困ったとき、主に誰に相談したか(複数回答有り)

施設を退所した直後の困ったときの相談相手は、「施設職員」が最も多く、次いで、「学校の友人」が多い。



(2) 乳児院における常時医療的ケア体制の整備について

- ・ 「乳児院」においては、重篤な病気や障害のある児童の入所要請に対して、常時医療的ケアを提供できる乳児院の設置が求められている。

○乳児院病虚弱等児童加算費対象児童数の推移（各年度月初日加算対象児童延べ件数）

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	300件	400件	399件	563件	568件	645件※
※平成24年度の入所児童に占める加算対象児童割合 〔645件／（定員199人×12月）〕×100＝27.0%						

○常時医療的ケアの提供を可能とする看護師・保育士の体制の状況

（例：入所定員30人のうち医療的ケアを必要とする乳児の受入枠4人）

看護師	国基準	→	看護師を常置するため必要となる人数	現員数
	4人		8人	11人
保育士	国基準		保育士を常置するため必要となる人数	現員数
	13人		21人	23人

（現員数は平成25年4月1日現在の常勤人数）

(3) 措置費の見直しについて

- ・ 「乳児院」では障害児や病虚弱児が増加しているが、家庭での養育は困難であり、障害児施設等への入所にも制約がある。入所時点では2歳未満であっても、2歳以上になると措置費の一般保護単価が下がるため財政負担が増加している。

○一般分保護単価（定員30人、地域区分6/100の場合）

2歳児未満用 月額 417,610円

2歳児用 月額 374,990円

3歳児以上用 月額 269,940円

○乳児院病虚弱等児童加算費

月額 95,000円

- ・ 「児童養護施設」では、知的障害や発達障害のある児童が年々増加する傾向にあるが、専門的機能を有する施設での受入れが難しいため、児童養護施設が受入れざるを得ず、職員の負担が増している。

○児童養護施設の療育手帳所持者及び特別支援学級児数等の推移

	平成24年度	平成25年度
療育手帳所持者	73名(5.33%)	92名(6.74%)
特別支援学級児（小学生）	93名(6.79%)	83名(6.09%)
特別支援学級児（中学生）	60名(4.38%)	52名(3.81%)
特別支援学校通学児	56名(4.09%)	67名(4.91%)

※（ ）内は各年度4月1日現在の児童現員数に占める割合

【平成24年度現員数1,370名、平成25年度現員数1,364名】

#### ◆提案・要望の具体的内容

##### (1) 児童養護施設等の職員配置基準の見直し

- ・ 児童養護施設の直接処遇職員（児童指導員・保育士）配置基準は、3歳児以上3：1とすること。
- ・ 児童養護施設の個別対応職員、心理療法担当職員及び家庭支援専門相談員は、施設規模に応じた複数配置を認めること。
- ・ 情緒障害児短期治療施設の職員配置基準は、直接処遇職員（児童指導員・保育士）を3：1、セラピストを5：1とすること。
- ・ 児童自立支援施設の職員配置基準は、児童自立支援専門員等を3：1とするとともに、看護師の配置を認めること。
- ・ 母子生活支援施設の母子支援員及び少年指導員の職員配置基準は、20世帯以上ではそれぞれ4人とすること。
- ・ 児童養護施設等において、退所者の相談、自立のための生活支援・就労支援や関係機関との連携などのアフターケアを専門に担当する職員を創設すること。

##### (2) 乳児院における医療的ケア体制の整備について

- ・ 常時医療的ケアを実施する乳児院（1か所）では、その提供を可能とする看護師・保育士の配置基準（入所定員30人の場合：看護師8人、保育士21人）を創設すること。

##### (3) 措置費の見直し

- ・ 児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分を抜本的に見直すこと。
- ・ 「乳児院」において入所児童の年齢に関係なく支弁される「乳児院病虚弱等児童加算費」を増額し、障害児や病虚弱児の長期入所に対応すること。
- ・ 「児童養護施設」では知的障害や発達障害を抱える児童が年々増加し、職員の処遇に困難を来していることから、新たに「知的障害児・発達障害児受入加算費」を創設すること。

急増する児童虐待相談等に適切に対応できる体制を整備するため、児童相談所の児童心理司について、十分な配置が可能となるよう、少なくとも児童心理司：児童福祉司＝2：3以上を目安に配置基準を明確にし、必要な財源を確保すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 児童心理司は、児童虐待相談等への対応において、児童福祉司とともにその中核的役割を担う重要な専門職員である。
- ・ 児童虐待防止法第11条には、児童虐待を行った保護者に対する指導について、親子の再統合の配慮等の下に適切に行われなければならないと規定されており、児童虐待相談が急増する中、子供の心のケアを担う児童心理司の役割はますます重要になっている。
- ・ 児童福祉司については、地方交付税上、一定の基準が示され、財源の手当てがされているが、児童心理司については、配置基準の設定や財源の手当てがなされておらず、児童相談所を設置する地方公共団体の努力に依存している。

○本県における児童心理司の配置状況(平成26年度)

児童心理司配置数 40名

児童心理司1名当たり管轄人口 150,880名

○地方交付税の算定基礎における児童福祉司の配置基準と本県の状況(平成25年度)

配置基準 人口170万人当たり 35名

本県 人口170万人当たり 39.4名

#### ◆参考

- ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局が主催した「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」は、平成18年4月に報告書を出し、その中で「少なくとも児童心理司：児童福祉司＝2：3以上を目安に、さらには児童心理司：児童福祉司＝1：1を目指して配置すべきである。」としているが、その後、具体化されていない。

急増する児童虐待相談等に適切に対応できる体制を整備するため、市町村の相談担当窓口及び要保護児童対策地域協議会の担当職員の有資格常勤職員の配置ができるよう、配置基準を明確にし、必要な財源を確保すること。

**◆現状・課題**

- ・ 平成17年4月から児童福祉法の改正により市町村でも児童虐待を含めた児童家庭相談に応じることが市町村の義務として明文化された。
- ・ また、市町村には児童虐待のための組織として要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務とされ、児童虐待の未然防止・早期発見を中心とした積極的な取り組みが求められている。
- ・ 国は市町村児童家庭相談援助方針において、必要な職員の確保と児童福祉司等の有資格者の配置を整えるよう促している。

○市町村の児童福祉司資格を有する職員の配置状況（平成25年度）  
児童福祉司有資格者配置数 67名（相談職員全体の19.3%）

○市町村における児童相談件数（平成24年度、さいたま市を除く）  
11,386件  
うち、虐待相談件数 3,053件

**◆提案・要望の具体的内容**

- ・ 市町村に児童福祉司任用資格を有する職員を配置するための基準の明確化と財源確保を行うこと。

**◆参考**

地方交付税における職員配置（平成25年度）  
標準団体行政規模 10万人  
職員配置 児童福祉費の中の児童福祉共通費で4人

児童の生命を守るため、消防法で設置義務のない児童養護施設にスプリンクラー設備をすべて設置することができるよう、国庫補助単価の引き上げや国庫補助適用対象の弾力化など、必要な財源の確保や補助制度運用の見直しを行うこと。

## ◆現状・課題

- 児童養護施設は、消防法上、延床面積が6,000m<sup>2</sup>以上の建築物でなければ、スプリンクラー設備を設置する義務はない。  
児童養護施設（県立施設を除く）  
設置義務あり 1施設 設置義務なし 16施設（全て未設置）
- 児童養護施設には、自己で判断が難しい未就学児童、小学校低学年児童や、発達障害を伴うなど処遇に特別な配慮を必要とする児童も入所している。
- 施設では、人的体制が最小限となる夜間に火災が発生した場合、初期消火や避難誘導に困難を伴うことが予想される。
- スプリンクラー設備の設置には、多額の費用負担が必要であり、施設を運営する社会福祉法人の経営を著しく圧迫することになってしまう。
- 社会的養護を推進するため、現在、各施設では小規模化を進めているが、国庫補助の対象となるのは全体改修を行う場合に限られ、施設改修が部分的にとどまる場合、補助の対象外となる。

## ◆提案・要望の具体的内容

- 施設で万が一火災が発生した場合、被害を最小限に抑える消火設備として、スプリンクラー設備は有効であることから、全ての児童養護施設において、設備が早期に設置できるよう必要な措置を講ずること。
- 現行の国庫補助の単価は、他の福祉施設の補助単価と比較して著しく低額であることから引き上げを行うこと。
- 国庫補助の対象となる施工範囲について、施設全体のみならず部分的な範囲の施工を補助対象と認めるなど弾力的な適用を認めること。
- 施設改修に伴う設備設置には加算措置を講じること。
- 以上が実現できるよう必要な財源の確保や補助制度の運用の見直しをすること。

（次世代育成支援対策施設整備交付金）

国庫補助単価 6,000円/m<sup>2</sup> → 16,000円/m<sup>2</sup>

## ◆参考

- 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 : 18,000円/m<sup>2</sup>
- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 : 12,900円/m<sup>2</sup>

スプリンクラーが未設置の類似施設での火災発生状況

- 平成25年2月10日  
新潟市 共同生活援助事業所（障害者グループホーム） 死者1名
- 平成25年2月8日  
長崎市 認知症高齢者グループホーム 死者4名 負傷者8名



# 高齢者が安心して暮らせる社会づくり

要望先：厚生労働省

県担当課：高齢介護課・障害者福祉推進課

本県の後期高齢者数は平成22年から平成37年までの15年間に倍増するなど高齢化が急速に進む。

そこで、すべての高齢者が安心して必要なサービスを利用できるよう、介護保険制度の充実を図る必要がある。

## 1 介護保険法改正に伴う詳細な取扱いの早期提示等 【新規】

厚生労働省

介護保険法改正に伴う各種ガイドラインや、特例的に入所を認める取扱いの詳細などについて、早期に提示すること。

また、特例的に入所を認める取扱いについては、市町村が地域の実状に応じて柔軟に対応できるものとする。

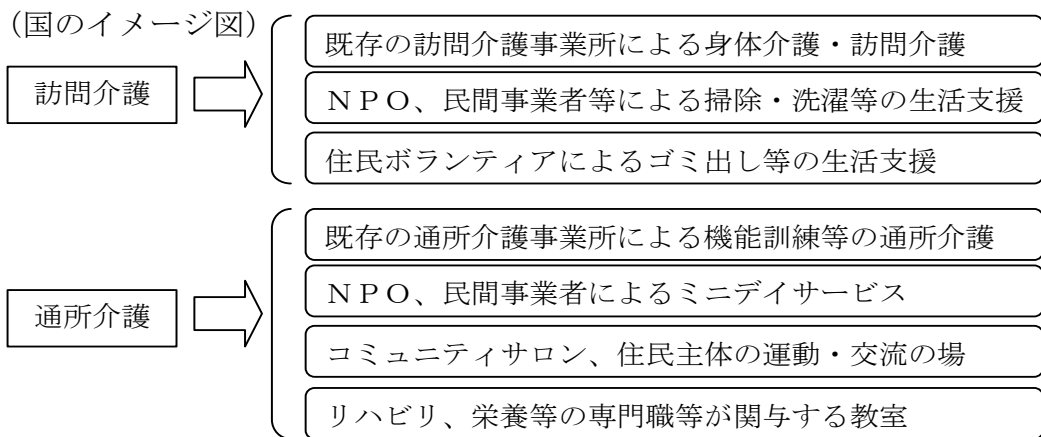
### ◆現状・課題

- ・ 介護保険法の改正により、要支援者に対するサービス（訪問介護・通所介護）は地域支援事業に移行し、NPOなど多様な主体によりサービスが提供されることとなる。
- ・ 被保険者の負担についても、一定以上の所得がある者に係る利用者負担の見直しや低所得者の保険料の軽減強化が実施される予定である。
- ・ また、特別養護老人ホームの入所は原則要介護3以上の者に限定され、特例的に入所を認めるものとして、認知症高齢者などを例示している。
- ・ 国は、これら改正に伴い、事例や実施上の留意点を記載したガイドラインや取扱いの詳細を提示するとしているが、現時点ではまだ示されていない。
- ・ ガイドライン等が早期に示されないと、市町村においては、条例改正やシステム改修などの事前の準備が困難になり、相談対応や利用者へのサービス提供、次期介護保険事業計画の策定にも支障を来すこととなる。
- ・ さらに、サービス提供体制は地域により大きく異なるため、特別養護老人ホームへの入所の要否は、利用者の状況のみならず、地域資源の状況等を考慮の上、市町村が地域の実情に応じて判断すべきものである。

（介護保険法改正の主な概要）

#### (1) 要支援者に対するサービス（訪問介護・通所介護）を市町村事業に移行

- ・ 介護事業所によるサービスに加え、NPOやボランティアなど多様な主体によるサービスも介護保険制度内のサービスに位置付ける。
- ・ 財源の変更なし（国1/4、県1/8、市町村1/8、保険料1/2）
- ・ ガイドラインの中で、創意工夫の事例や事業実施上の留意点を記載。
- ※ 県内要支援者が居宅サービスを利用している件数は約4万9千件、このうち市町村事業に移行する件数は約3万件  
（訪問介護：約1万4千件、通所介護：約1万6千件）



(2) 特別養護老人ホームの入所の重点化

- 原則要介護3以上に限定  
ただし、要介護1・2であっても、特例的に入所を認める。詳細は今後検討。  
例) 要介護1・2であっても入所が必要と考えられる場合
  - 知的障害・精神障害等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難
  - 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠
  - 認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要

(3) 一定所得のある者の利用者負担を1割から2割に引き上げ

- 対象者：所得金額160万円（年金収入含め280万円）以上の者  
65歳以上の高齢者所得上位20%が該当

(4) 低所得者に対する保険料軽減の強化など

例) 市町村民税非課税世帯で年金収入80万円以下の場合  
基準額軽減率 50%から70%に見直し

◆提案・要望の具体的内容

- 各種ガイドラインや特例的に入所を認める取扱いの詳細などについて、早期に提示すること。
- 特例的に入所を認める取扱いについては、地域資源の状況等を考慮の上、市町村が地域の実情に応じて柔軟に対応できるものとする。

2 新しい地域支援事業に係るガイドラインの早期提示及び財源の確保

【新規】

厚生労働省

平成27年度から要支援者に対する介護予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行する予定であることから、地域の自主性を尊重した上で市町村が具体的に参考とすることができるようなガイドラインを早期に提示すること。

また、移行後の地域支援事業におけるサービスの質が低下することのないよう、運営に要する財源を十分に確保すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 国は、介護保険法を改正し平成27年度から介護予防給付の一部（訪問介護、通所介護）を地域支援事業に移行する予定である。
- ・ 市町村が地域の実状に応じた適切な事業を行うためには具体的なガイドラインを示す必要がある。
- ・ また、移行後の新しい地域支援事業におけるサービスの質が低下することがないよう、運営に要する財源を十分に確保する必要があるが、平成27年度予算要求で対応するため、現時点では具体的な内容が示されていない。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 新しい地域支援事業はそれぞれの地域の実情に応じて実施されることとなる。地域の自主性を尊重した上で市町村が具体的に参考とすることができるようなガイドラインを早期に提示すること。
- ・ 新しい地域支援事業におけるサービスの質が低下することのないよう、市町村が事業の運営に要する費用に対し、国が責任を持って十分な財源措置を講ずること。

### 3 定期巡回・随時対応サービスの普及促進 【新規】

厚生労働省

定期巡回・随時対応サービスの普及がより一層進むよう、人員基準の緩和や報酬額の見直しを行うこと。

#### ◆現状・課題

- ・ 本県では、後期高齢者数が、平成22年の約59万人から平成37年に約118万人と倍増することが見込まれる。
- ・ 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。
- ・ 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスである。
- ・ 本県では、このサービスがすべての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。
- ・ 本県が実施したサービス提供事業者との意見交換会において、次のような意見が出ている。
  - 一体型事業所の場合、訪問看護の利用者がいなくても、人材確保の困難な看護職員を常勤換算2.5人以上配置しなければならない。
  - 通所介護等とのサービス併用時の減算額が大きい。
  - 重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支えるサービスであるにも関わらず、特に連携型事業所における訪問看護分など、介護報酬額が低い。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制にするなど緩和すること。この場合、サービスの質を確保するため、基準を下回ったときの減算措置等を講じること。
- ・ 通所介護や短期入所生活介護を利用した場合の介護報酬の減算額を見直すこと。
- ・ 事業者の参入が一層進むよう介護報酬額を引き上げること。

指定通所介護事業所等が介護保険制度外の自主事業として実施している宿泊サービスについて、利用者の安全や処遇の水準が確保されるよう、速やかに法整備を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 宿泊デイサービスは低料金ですぐに利用できることから、高齢者が何らかの理由で家庭での介護が受けられなくなった場合などの受け皿となっている。
- ・ 本県が平成25年12月に行った調査によると、宿泊デイサービスの実施事業所は拡大している。

調査時点	実施事業所の割合
平成23年 2月	9.2%
平成25年12月	13.1%

- ・ その一方、以下のように宿泊環境等が十分でない状況も確認されている。
 

1人当たりの就寝スペース	最小1.65㎡
男女相部屋	59.8%
自動火災報知器未設置	29.9%
契約書不備	17.1%
サービス提供計画未作成	27.3%
1回当たりの利用日数の制限なし	78.6%
- ・ 本県では利用者の安全と処遇水準の確保のため、平成26年3月に県独自の指針を策定するとともに、4月から事業者に事業の届出を求めているが、十分な指導を行うには法的根拠が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 現在、指定通所介護事業所等が介護保険制度外の自主事業として実施している宿泊サービスの人員、設備、運営の基準等について、利用者が安心してサービスを受けられるよう、速やかに法整備を行うこと。

## 5 介護保険料と公費負担のあり方の見直し

厚生労働省

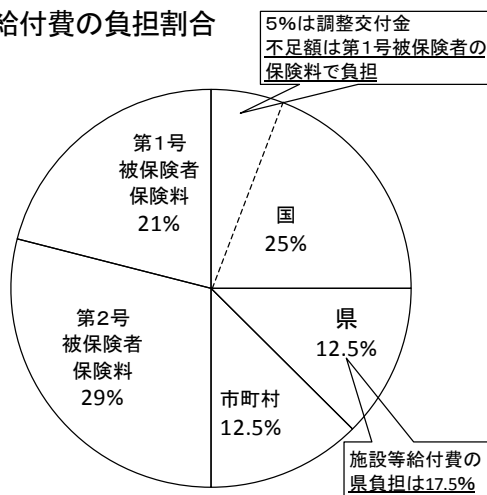
介護給付費の25%を国は負担すること。調整交付金は、第1号被保険者の負担が過重とならないよう、その外枠の制度とすること。

また、所得に応じた介護保険料となるよう定率制とするなど賦課方式を見直すこと。

### ◆現状・課題

- 調整交付金は、給付費の5%（第1号被保険者保険料分の約23.8%）の範囲内で、国負担金を増額又は減額して各市町村に交付する。
- 後期高齢者等の比率が低い市町村については、国負担金を減額して第1号被保険者の保険料額を増額し、比率が高い市町村については、国負担金を増額して保険料負担を軽減するものである。
- なお、本県の調整交付金の交付率は、全国最低水準の1.41%（平成24年度）となっており、第1号被保険者（65歳以上の者）の保険料を押し上げている。
- 介護給付費の増加に伴い、地方公共団体の負担も増加し、保険料の負担も過重なものになりつつある。
- 保険料は所得段階に応じたものであるため、所得によっては、所得の高い者より低い者が所得に対する保険料の負担率が高くなるという逆転現象が生じている。

### 介護給付費の負担割合



### ①埼玉県の交付率の推移

平成22年度	1.40%
平成23年度	1.48%
平成24年度	1.41%
平成25年度	1.57%

### ②都道府県別交付割合（平成24年度）

上位①鹿児島県	(9.28%)
②高知県	(8.20%)
③宮崎県	(8.19%)
下位①埼玉県	(1.41%)
②千葉県	(2.05%)
③神奈川県	(2.23%)

### 介護保険料の賦課方式（保険料は県平均の場合の月額）

2,253円		2,253円		3,380円		基準額 4,506円		5,633円		6,759円	
第1段階	第2段階	第3段階		第4段階		第5段階		第6段階			
(1/2に減額)	(1/2に減額)	※1	(3/4に減額)		※2	(基準額)		(1.25倍)		(1.5倍)	
生活保護受給者等		住民税世帯非課税				住民税世帯課税で 本人非課税		住民税本人課税			

※1 本人所得が合計所得金額が120万円以下(1/2~3/4に減額)  
 ※2 本人所得が合計所得金額が80万円以下(3/4~1/1に減額)

### ◆提案・要望の具体的内容

- 介護給付費の25%を国は負担すること。調整交付金は、第1号被保険者保険料負担が過重とならないよう、その外枠の制度とすること。
- 低所得者の負担を軽減するため、保険料の賦課方式を定率制とすること。

施設等を利用する低所得者の利用者負担分を軽減する仕組みのうち、食費及び居住費分に対する補足給付を拡充すること。

また、社会福祉法人による利用者負担軽減制度を見直し、サービス提供主体を限定することなく、低所得者が全国一律に利用者負担額の軽減を受けられるよう、国の制度として整備すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 認知症高齢者グループホームの利用者負担分や施設利用者の生計中心者の疾病等により生計困難となった場合については、補足給付の対象となっていない。
- ・ 総事業所数における社会福祉法人の割合は約30%であり、利用者負担額軽減制度が十分利用されていない状況にある。
- ・ このため、必要な軽減措置を受けられる低所得者の割合が低い。

#### 認知症高齢者グループホーム利用者負担額

単位：万円

家賃	光熱水費	食材料費	利用者負担 1割分	計
4.3	1.5	3.6	2.6	12.0

出典：「認知症・虐待防止対策推進室全国調査結果(21・10)」

#### 介護各施設の標準的な利用者負担額(月額) (要介護度5、第2段階の場合)

	社会福祉法人による 利用者負担軽減の対象施設	社会福祉法人による 利用者負担軽減の非対象施設
ユニット型個室を利用	42,225円	51,300円

※1か月を30日と仮定して試算

※①介護サービス費、②居住費、③食費の合計額。日用品等は含まず。

#### 総事業所に対する社会福祉法人が設置している事業所数の割合

平成26年2月1日現在

	総事業所数	社会福祉法人事業所数	実施割合
訪問介護	1,242	167	13.4%
通所介護	1,682	362	21.5%
短期入所生活介護	432	304	70.4%
介護各施設	478	327	68.4%
計	3,834	1,160	30.3%

※社会福祉法人事業所数：社会福祉法人及び地方公共団体が運営する事業所の総計

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 施設等を利用する低所得者の利用者負担分を軽減する仕組みのうち、認知症高齢者グループホームの利用者や生計中心者の疾病等により生活困難となった者に対する食費及び居住費分に対する補足給付を実施すること。
- ・ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度を見直し、サービス提供主体に関係なく、低所得者が全国一律に利用者負担額の軽減を受けられるよう、国の制度として整備すること。

在宅の高齢者や障害者の様々な状況に応じたリハビリテーションサービスが適切に提供されるよう、地域包括支援センターや障害者相談支援センターに対する地域リハビリテーション支援体制を整備するために必要な財源措置を講ずること。

◆現状・課題

- ・ 脳卒中等で入院しその後退院した者や身体機能の低下が心配される在宅者からのリハビリに関する相談は、地域包括支援センターや障害者相談支援センターが受けている。
- ・ しかし、地域包括支援センターや障害者相談支援センターには、理学療法士や作業療法士などリハビリの専門職が殆ど配置されておらず、適切な指導や助言が十分に受けられない実態がある。
- ・ また、地域包括ケアシステムの実現に向け、「介護・リハビリテーション」など医療・介護の連携が求められている。
- ・ そこで、本県では平成26年度からリハビリに関する専門的かつ実践的なノウハウを有する医療機関を有効に活用し、地域包括支援センターや障害者相談支援センターに対する支援を行う重層的な体制を構築することとした。

◆要望の具体的内容

- ・ 本県の地域リハビリテーション支援体制の県内全域への構築に向けた財源措置を講ずること。

《地域リハビリテーション支援体制のイメージ》

①地域リハビリテーション推進協議会

地域リハビリテーション推進体制に関する基本的事項を決定する。

②地域リハビリテーション・ケアサポートセンター

地域のリハビリの中核病院をケアサポートセンターとして指定し、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどからのリハビリに関する相談に応じるとともに、研修会等への理学療法士や作業療法士など専門職の派遣等を行う。

(平成26年度5箇所指定の見込み)

③協力医療機関等

協力医療機関等を必要数設け、相談や人的派遣などケアサポートセンターの業務の補完を行う。

④県総合リハビリテーションセンター

ケアサポートセンターの後方支援や各ケアサポートセンター間の連絡調整等を行う。

- ・ このような支援体制を整備することが、地域における障害者支援のネットワークづくりや地域包括ケアシステムの構築につながる。

平成22年度に創設された「地域支え合い体制づくり事業」について、平成26年度までとされている補助対象期間や補助対象範囲を見直し、計画的に地域での体制づくりや支援活動を推進できるようにすること。

**◆現状・課題**

- ・ 本県では、ひとり暮らし高齢者など援護を必要とする人を見守るため、「地域支え合い体制づくり事業」を活用し、見守りなど日常的な支え合い体制づくりに取り組んできた。
- ・ その結果、57の市町村、2つのNPO法人で新たな取組が実施され、県全体の見守り体制の強化が図られている。
- ・ しかし、立ち上げ支援に係る経費のみが補助対象となっているなど活用方法が限定されているほか、毎年、年度末に事業期間が1年ずつ延長されているため、各市町村の次年度予算編成に間に合わず、計画的な事業の推進に支障を来している。

**◆提案・要望の具体的内容**

- ・ 地域での支え合い体制づくりや支援活動を計画的に継続できるよう、平成26年度までとしている事業期間を延長するとともに、市町村が事業計画を立てられるよう延長期間は複数年とし、その方針を早期に明らかにすること。
- ・ また、事業立ち上げの初度経費のみを対象とする現行の方式を改め、立ち上げ3年目程度までの継続経費を補助対象とすること。



# 介護人材確保対策の推進

要望先：厚生労働省

県担当課：高齢介護課

本県では急速な高齢化により介護サービスに対する需要は今後さらに高まることを見込まれている。しかし、労働環境の厳しさなどから他産業と比べ介護分野の離職率は高く、安定的な人材の確保が難しい状況にある。

介護現場において質の高い人材を確保し定着を図ることがこれまで以上に重要となっている。

## 1 介護職員の確保・定着に向けた取組の強化

厚生労働省

介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう平成27年度以降も財政的措置を引き続き図ること。

また、各事業所において平均勤務年数が長いほど加算額を増額するなど介護職員の資格、経験、能力を反映した適切な給与水準が設定・確保されるよう介護報酬の充実を図ること。さらに介護報酬の一定割合を給与に充てる「事業所指導指針」を策定すること。

### ◆現状・課題

- 介護職員は他産業に比べ給与額が低く離職率が高い状況が続いている。今後の急速な高齢化に対応するためにも介護職員の確保・定着を継続して図っていく必要がある。

#### ○ 給与額等比較表（厚生労働省 平成24年賃金構造基本統計調査）

区 分		年齢	勤続年数	給与額 ※	
全 労 働 者	男	42.5 歳	13.2 年	362.3 千円	
	女	40.0 歳	8.9 年	249.7 千円	
福 祉 職 員	福祉施設職員	男	35.6 歳	5.3 年	231.4 千円
		女	39.7 歳	5.6 年	211.9 千円
	ホームヘルパー	男	37.0 歳	3.2 年	226.3 千円
		女	46.4 歳	5.5 年	204.2 千円

※ 「きまって支給する現金給与額」

#### ○ 介護職員の離職率(平成24年度)

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
17.0%	20.4%	14.8%	15.0%

(介護労働実態調査：(財)介護労働安定センター) (雇用動向調査：厚生労働省)

#### ○ 介護報酬の改定

- 平成15年度改定率 △2.3%
- 平成18年度改定率 △2.4%
- 平成21年度改定率 +3.0%(人材確保・処遇改善の観点から加算を導入)
- 平成24年度改定率 +1.2%(介護職員処遇改善加算等を新設)

○ 国の緊急雇用創出基金を活用した施策

- ・ 介護職員養成確保事業（平成 21 年度～25 年度）  
介護の資格を持たない人を雇用し職場での実務研修の実施及び介護職員初任者研修課程(平成 24 年度までは訪問介護員 2 級課程)を修了させる施設を支援。
- ・ 介護人材確保定着推進事業(平成 24 年度～25 年度)  
介護福祉士等の有資格者を新たに雇用し実務研修を実施する施設を支援。
- ・ 介護職員確保定着事業（平成 25 年度～26 年度）  
介護の資格を持たない人を雇用し職場での実務研修の実施及び介護職員初任者研修課程を修了させる起業後 10 年以内の介護事業を行う法人を支援
- ・ 介護人材確保促進事業（平成 26 年度～）  
介護の資格を持たない人を雇用し職場での実務研修の実施及び介護職員初任者研修課程を修了させる施設を支援。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 現在活用している緊急雇用創出基金は平成 26 年度まで 1 年間延長されたが、介護現場の実情に応じた職員の確保・定着施策を継続できるよう平成 27 年度以降も必要な財政的措置を講ずること。
- ・ 介護職員等の給与水準を全産業平均程度に引き上げるため、各事業所において平均勤務年数が長いほど加算額を増額するなど介護職員の資格、経験、能力を反映した適切な給与水準が確保されるよう介護報酬の充実を図ること。さらに介護報酬の一定割合を給与に充てる等、指導のための統一的な指針を策定すること。

# 地域医療体制の充実

要望先：内閣府・総務省・財務省・厚生労働省

県担当課：国保医療課・医療整備課・疾病対策課

非常に厳しい財政状況が続く地方公共団体において、県民の健康を支え県民の生命を守るには様々な課題がある。

国民健康保険の保険者である市町村国保においては、年齢構成が高く医療費水準が高いなど構造的な問題がある。

医療提供体制の充実を計画的に進めるためには、その財源確保が課題である。また、事業実施に当たっては国庫補助や交付金制度を活用しているが、これらの制度が地域の実情や医療機関のニーズに合わない事例が発生している。

特定疾患（難病）対策については、法制化に伴う新制度を速やかに実施するとともに、施行に際しては、都道府県に過重な財政・事務負担が生じないよう、また、特定医療費の申請手続きが簡素化するよう制度を見直す必要がある。

新型インフルエンザ対策として行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、効率的な備蓄制度を確立する必要がある。

## 1 医療保険制度の見直し

内閣府・総務省・財務省・厚生労働省

医療保険制度の見直しに当たっては、市町村国保が持続可能な制度となるよう国が責任を持って一層の財源措置を講ずること。

国保の財政運営を都道府県が担う場合には、保険税の徴収などに対する市町村の努力が自らに還元されるようなインセンティブの働く仕組みとすること。

後期高齢者医療制度について制度改正を行う場合には、地方と十分に協議し、その合意を得ること。

将来的には、国の責任のもとに、全ての医療保険制度における給付と負担の公平化を実現すること。

### ◆現状・課題

- 市町村国保には、一人当たり医療費が高く、かつ所得の低い高齢者が多く、また、非正規就業者や無職者が多いといった構造的な問題が存在している。このため、医療給付が保険税収入を上回り多額の赤字（H24年度法定外一般会計繰入：県全体で年間270億円）が生じている。
- 市町村国保は危機的状況にある。県内63市町村を総計した平成24年度市町村国民健康保険の決算をみると、形式収支は251億円の黒字となっている。しかし、その内容は、一般会計から270億円の支援を受け、前年度からの繰越金や基金からの繰入金を加えた結果であり、実質的には赤字である。
- 改善のためには保険税の引上げという選択肢もあるが、高齢者を含む無職者の割合が高い状況では、既に被保険者の負担の限界を超えている。市町村の一般会計も非常に厳しい状況にあることから、国保会計を支援していくことは今後一層困難な状況となる。
- 後期高齢者医療制度は、社会保障制度改革国民会議報告書において「創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、（中略）必要な改善を行っていくことが適当である。」と結論づけられている。

- ・ 後期高齢者医療制度の改善を行う場合には、高齢世代間、高齢世代と現役世代間、国保や被用者保険とどのように負担を分かち合うのが公平であるか等を勘案し、地方と十分協議を行った上で、地方の納得の下に行うべきである。
- ・ 持続可能な医療保険制度が構築されるならば、埼玉県も積極的に責任を担う覚悟はある。しかし、本県では、平成26年度当初予算において市町村国保に584億円、後期高齢者医療制度に523億円を計上している。
- ・ 医療費が伸びる中、国保会計を支援していくことは今後一層困難な状況となる。
- ・ なお、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障改革プログラム法）に基づき、国と都道府県及び市町村の代表が「国保基盤強化協議会」において、国保の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策や国保運営に関する都道府県と市町村の役割分担のあり方について現在協議を行っている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 市町村国保の構造的問題の解決を図り持続可能な制度となるよう国が責任を持って一層の財源措置を講ずること。
- ・ 特に国保の財政運営を都道府県が担う場合は、赤字の付け回しとならないよう国の責任において財政的な構造問題を解決すること。  
また、税の徴収や保健事業などに係る市町村の努力が自らに還元されるようなインセンティブの働く仕組みとすること。
- ・ 後期高齢者医療制度において、地方公共団体の事務負担、財政負担が生じる制度改正を行う場合には、地方と十分に協議し、その合意を得ること。
- ・ 国民のセーフティネットの中核である「国民皆保険制度」を堅持するため、国の責任のもとに、医療保険制度における給付と負担の公平化を早期に実現すること。

地域の実情に応じた医療提供体制の整備や医師確保、質の高い効率的な医療の提供を進めるため、地域における医療体制の充実に必要な財源を十分に確保すること。また、周産期医療・救急医療等の施設整備について、補助要件等の見直しや適債事業の範囲を拡大すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 本県では急速な高齢化が見込まれている。高齢化の進展に合わせて医療ニーズも高まることから、医療を提供する医師、看護師などの医療従事者の確保・定着が大きな課題となっている。
- ・ 特に、産科、小児科、救急などの特定医療分野の医師不足等については、救急医療では救急医療機関の減少等による救急車現場滞在時間の長期化として、周産期医療では新生児集中治療室（NICU）不足による母体搬送の混乱として表面化している。
- ・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保等を目的として医療提供施設の運営費などの補助金等が交付されている。しかし、その交付額が本県の事業計画額を大幅に下回っているため、計画見直しや執行取り止めなどの影響が出ている。
- ・ また、国では救急医療や周産期医療などの医療体制を整備するために医師確保対策や施設・設備整備等を含めた多彩な補助制度を創設している。しかし、補助基準額が実態に合わないなど、事業者が十分に活用できていない補助制度も見受けられる。
- ・ さらに、本県で定めた第6次地域保健医療計画に沿って、救急医療や周産期医療の充実に向けた施設整備を計画しているが、これらの施設整備とその後の運営支援のための財源確保が平成27年度以降の大きな課題となっている。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 都道府県が医療提供体制を確保するためには、医療機関がその機能を十分に発揮できるような財政支援が必要であることから、運営費や施設設備整備、人材確保に係る補助金（交付金）については財源を十分に確保すること。特に、防災対策については、医療機関のニーズに応えられるような予算規模、事業期間を確保すること。
- ・ 新たな財政支援制度については、医療従事者の確保も含め、都道府県が地域の実情に合わせた適切な事業を実施できるような制度設計にするとともに、対象事業を十分に実施できるような交付額を確保すること。
- ・ 補助金・交付金などの算出方法を実態に即して見直すとともに、補助（交付）対象事業の拡大や補助要件の緩和などにより、救急、周産期、災害などの医療提供体制が早期に充実できるよう制度を改善すること。
- ・ 医療施設は公的資源としての性格を有しており、施設利用の便益も複数世代に及ぶことから、都道府県が行う民間法人等に対する施設整備補助事業も適債事業とし、世代間の負担の公平を図れるようにすること。

難病の患者に対し、的確な時期に良質かつ適切な医療の確保が図られるよう、速やかに、特定医療費の対象となる疾患を定めるとともに、当該特定医療費を受給するために必要な手続を明らかにすること。また、その際は、都道府県に過重な財政・事務負担が生じないよう、及び特定医療費の受給を申請する者が簡素に手続を進めることが可能となるよう制度の見直しをすること。

**◆現状・課題**

- ・ これまで国の特定疾患医療費公費負担制度は56疾患を指定するのみで、指定されていない疾患の患者から、新たに対象疾患の追加指定を求める要望が多くあった。  
また、医療費助成を希望する者からは、申請に添付する書類や記載内容の複雑さから、申請手続の簡素化を求める要望も多く受けている。
- ・ さらに、特定疾患医療費公費負担制度について、国が十分な予算措置を講じていなかったため、都道府県に多額の超過負担が生じていた。
- ・ このため、国は新たに難病の患者に対する医療等に関する法律案を平成26年常会（第186回国会）に提出し、平成27年1月をもって、都道府県の超過負担の解消を図るとともに、新たな公平かつ安定的な医療費助成制度を確立することとしている。
- ・ しかし、国は、法律の施行時期（平成27年1月）以外の具体的な内容（対象疾患や支給認定手続等）を明らかにしていないだけでなく、現在、国が示す見直し案は、都道府県に多額の経費及び過大な事務負担が生じる可能性があるものとなっている。
- ・ また、同時に、医療費助成を希望する者にとっては、今まで以上に手続が複雑となり、難病である申請者やその家族が制度を誤解するなどの混乱が危惧される内容となっている。

**◆提案・要望の具体的内容**

- ・ 速やかに、特定医療費の対象となる疾患及び特定医療費を受給するために必要な手続を明らかにすること。
- ・ 都道府県に多額の経費及び過大な事務負担が生じないような制度の見直しをすること。
- ・ 医療費助成を希望する者が簡素に手続を進めることができるような制度の見直しをすること。

周産期母子医療センターの体制を充実・強化するため、医師・看護師の処遇改善及び確保に対する支援を実施すること。

また、周産期医療体制の充実を図るため、NICU等を設置するための施設・設備整備に対し、十分な助成をすること。

#### ◆現状・課題

- ・ 本県では、出産年齢の高齢化が進行するなど、ハイリスク妊婦が増加傾向を示している。これに伴い、母体・新生児の救急搬送件数も年々増加しており、本県の周産期医療ニーズはますます高まっている。
- ・ 新生児集中治療室（NICU）の必要数は、国の周産期医療体制整備指針によると、出生1万人あたり25床から30床とされている。しかし、本県のNICUは必要数150床を大幅に下回る118床となっている。
- ・ 県内の周産期母子医療センターの病床利用率は平均95.9%とほぼ満床状態が続いており、勤務する医師・看護師等にとって大きな負担となっている。
- ・ 従来からの産科医・小児科医不足により十分な体制が確保できていないにもかかわらず、周産期母子医療センターでは業務が増大し、過酷な勤務体制になっている。その結果、疲弊した医師が退職し、NICUを休止せざるを得ない病院も出てきている。
- ・ 小児医療施設施設整備事業及び周産期医療施設施設整備事業については、医療機関の負担が大きいため、整備のインセンティブになっていない。
- ・ NICUの新設や大規模な増床を行う場合、あらかじめ看護師等スタッフを確保し、十分な研修を行う必要がある。しかし、財政的な負担が大きいことや、派遣研修の受入施設も少ないことから、新たにNICUを整備することが難しい状況にある。
- ・ 迅速な患者の搬送、受入れを行うためには広域的な連携体制を整備する必要があるが、整備を促進する助成制度がなく体制整備が進んでいない。

#### ◆提案・要望の具体的な内容

- ・ 周産期母子医療センターへの補助金については、現在の赤字補てんから、各医療機関の業務実績を反映させる制度にするとともに、勤務する医師・看護師の処遇改善につながるような仕組みに改めること。
- ・ NICU等の整備に活用できる医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金については、補助基準額の見直し、補助対象施設の拡大などにより必要な施設・設備が整備しやすい制度に改めること。
- ・ 医師・看護師が不足している状況において、現行の都道府県ごとの周産期医療体制の充実に加えて、地域で安定的な体制が構築できるよう、都道府県間の連携など、広域的な対応に向けた具体的な方策について検討し、支援策を講ずること。

結核病床を確保するため、結核病床の運営に必要な財政支援措置を講じること。

◆現状・課題

- ・ 結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。結核病床は空床利用が認められていないため、病床の運営が病院経営を圧迫しつつある。このため、結核病床を廃止する医療機関が出ており結核病床数は減少している。
- ・ 本県においては、平成24年に20床減少し、今後もさらなる結核病床の廃止が予想される。
- ・ このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることや、新型インフルエンザのパンデミック時など他の感染症の流行時に結核病床の活用ができなくなることが懸念される。
- ・ 結核以外の感染症病床の空床は一般病床として利用可能であり、空床に対する運営費補助がある。したがって、結核病床についても同様の補助が認められるべきである。

○ 埼玉県における結核病床の利用状況

月	月末病床利用率
平成25年 4月	36.8%
平成25年 5月	39.2%
平成25年 6月	39.2%
平成25年 7月	40.4%
平成25年 8月	39.8%
平成25年 9月	35.7%
平成25年10月	38.6%
平成25年11月	39.8%
平成25年12月	40.9%

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 結核病床の運営が病院経営の圧迫にならないよう、空床に対する収入補助制度等、財政支援措置を講じること。



新型インフルエンザ対策として国、都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、効率的な備蓄制度を確立し、資源と財政の無駄を省くこと。

#### ◆現状・課題

- ・ 新型インフルエンザ対策として、国は、国民の45% (5,700万人分)に相当する抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を目標としている。
- ・ 平成25年3月11日に示された国の通知では、国及び都道府県がそれぞれ2,650万人分、業界が流通備蓄で400万人分と分担して備蓄することとされている。
- ・ 本県でも、これに従い、平成25年度末現在タミフル及びリレンザを合わせて163.82万人分を備蓄しているところである。

備蓄目標量 (万人分)

	タミフル	リレンザ	計
国	2,120	530	2,650
都道府県	2,120	530	2,650
流通備蓄	320	80	400
計	4,560	1,140	5,700

本県の備蓄量 (万人分) (平成26年3月末現在)

	タミフル	リレンザ	計
埼玉県	133.9	29.92	163.82

- ・ しかし、備蓄のためには相当な財政負担が必要であり、本県でも、備蓄を開始した平成18年度からこれまでの間に累計の購入費が約35億6千万円に上っている。
- ・ 一方、備蓄薬は、業者との購入時の契約上、新型インフルエンザの発生時で市場に不足が生じた場合のみ、県が市場に流通させることにより使用できることとされている。
- ・ このため、新型インフルエンザが発生しないまま使用期限を経過した場合は、何ら活用することなく焼却により廃棄処分せざるを得ず、大きな資源及び財政の無駄が生じることとなる。
- ・ なお、薬の使用期限はこれまで2度延長され、現在、タミフル、リレンザとも10年となった。このため、平成18年度に購入したタミフルの平成25年度に予定された廃棄は免れたが、平成28年度には再び廃棄及び更新(購入)が生じる。

#### ◆提案・要望の具体的内容

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、次のような方法を検討し、薬の有効利用及び財政負担軽減の点で、より効率的な備蓄制度を確立すること。

- ・ 10年の使用期限のうち、例えば、5年備蓄し残存期間5年で市場へ売却する
- ・ 備蓄薬の種類を増やし、各業者の流通備蓄とする
- ・ 完全な製品化をしない状態で業者が保管する
- ・ 廃棄ではなく医療従事者の予防投与用に活用する 等

# 医薬品などの安全対策と献血の推進

要望先：厚生労働省

県担当課：保健医療政策課・薬務課

平成 20 年に登録販売者試験制度が始まって以来、受験資格に関する不正証明の事案が多数報告されている。本県においても、平成 24 年度には 56 人、平成 25 年度には 1 人の合格取消処分を行った。平成 24 年 4 月 1 日から「薬事法の一部を改正する法律の一部施行についての一部改正について」（平成 24 年 3 月 30 日付厚生労働省医薬食品局長通知）により、登録販売者試験の受験申請に際し勤務状況を証する書類の提出が追加されたが、未だに不正な実務経験証明による受験申請はなくなっていない。試験制度の適正な運用及び円滑な実施を図るため、登録販売者試験制度の抜本的な見直しが必要である。

## 1 登録販売者試験制度の見直し

厚生労働省

登録販売者試験制度の適正な運用を図るため、受験資格要件の 1 つである実務経験証明について抜本的な見直しを行うこと。

併せて、指定試験機関制度の導入を検討すること。

### ◆現状・課題

- ・本県の登録販売者試験の受験者は 11,229 人である。（平成 20 年から平成 25 年）
- ・平成 24 年 6 月に、本県最初の不正証明が発覚し登録販売者試験の受験の無効、合格取消及び販売従事登録消除の処分を行った。
- ・この不正証明事案を受け、平成 24 年 12 月～平成 25 年 12 月に平成 20～23 年度の試験合格者について調査を行ったところ、虚偽の証明による受験者 105 人を確認し、平成 24 年度に 56 人、平成 25 年度に 1 人の合格取消処分を行った。
- ・平成 24 年度試験では、出願者に対して受験前に実務経験を積んだ店舗について実地に確認調査を行い、21 人の不正証明を確認し受験願書の取下げが行われた。平成 25 年度においても同様に調査を行った結果、勤務要件を満たさない受験者 2 人の受験願書が取り下げられた。
- ・これら証明書を発行した店舗は、月 80 時間の実務経験を証明する医薬品業務に従事した勤務記録が整備されていなかった。
- ・実務証明を行う対象となる業務が具体的ではない。
- ・不正な実務経験証明を行った証明者に対する罰則規定がない。
- ・受験者の多い他の資格試験では、指定試験機関制度を導入しているものが複数あり、円滑に運用されている（例：美容師、調理師など）。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・制度見直しに係る検討会を早期に設置し、必要な改善を図ること。
- ・不正な実務経験証明に対する罰則規定を整備すること。
- ・受験資格として、実務経験ではなく、一定期間の研修の受講を要件とすること。
- ・他の資格試験と同様に、指定試験機関制度を導入すること。

# 防犯対策の推進と捜査活動の強化

要望先：警察庁・総務省

県担当課：警務課・装備課

本県の刑法犯認知件数は、平成16年をピークに9年連続で減少した。県警察における街頭犯罪の抑止・検挙活動や県民主体の自主防犯活動団体によるパトロール等により一定の成果を上げたものの、平成25年の件数は全国ワースト4位であるなど高水準で発生しており、治安情勢は依然として厳しい。治安の回復傾向を定着させ、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、警察活動を支える体制の強化が必要である。

## 1 警察官の増員と警察非常勤職員の拡充

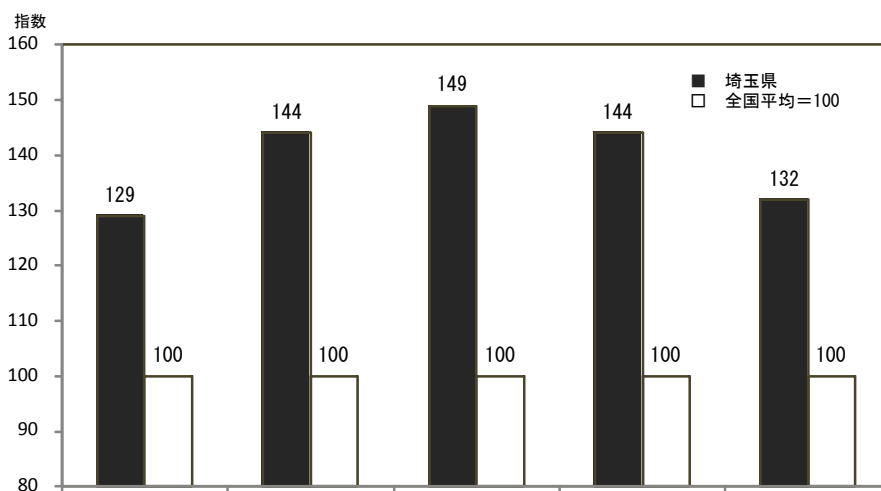
警察庁・総務省

本県警察官1人当たりの業務負担は極めて過重であることから、引き続き警察官を増員すること。また、警察官の業務を補完するための交番相談員等の非常勤職員については、本県の治安情勢と警察官の重い業務負担を踏まえ、拡充配置のための財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- 本県警察官1人当たりの業務負担は、人口及び刑法犯認知件数が全国ワースト1位、重要犯罪認知件数が全国ワースト2位、110番有効受理件数が全国ワースト3位であるなど、極めて過重な状況である。
- 治安の回復傾向を定着させていくためには、全国トップクラスにある警察官の業務負担を軽減する必要がある。
- また、交番相談員等の非常勤職員の配分は、地方財政計画で都道府県の規模に応じて財源措置されていることから、本県の治安情勢と警察官の重い業務負担を踏まえた同計画の見直しが必要である。

### ○警察官1人当たりの業務負担



	警察官定員(条例)		推計人口		刑法犯認知件数		重要犯罪認知件数		重要窃盗認知件数		110番有効受理件数	
	(H26.4.1)	全国順位	(H26.4.1)	全国順位	(H25年中)	全国順位	(H25年中)	全国順位	(H25年中)	全国順位	(H25年中)	全国順位
埼玉県	11,335	7位	7,225,484人	5位	84,154件	4位	959件	4位	9,042件	5位	546,468件	5位
1人当たり負担	—	—	637人	1位	7.42件	1位	8.46件	2位	79.77件	7位	48.21件	3位
全国平均	—	—	494人	—	5.14件	—	5.69件	—	55.44件	—	36.63件	—

※ 重要犯罪・重要窃盗認知件数の負担は警察官100人当たり

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 本県警察官1人当たりの業務負担は極めて過重であることから、警察官を増員すること。
- ・ 本県の治安情勢と警察官の重い業務負担を踏まえ、警察官の業務を補完する非常勤職員の拡充配置のための財源を確保すること。

2 警察用車両の増強

警察庁

警察活動の機動力を確保し、多種多様な警察事象に迅速・的確に対応するため、警察用車両を増強すること。

◆現状・課題

- ・ 本県で保有する国費車両は、平成20年度以降191台が増強配備されたが、近年の警察官の増員を充足するまでには至っていない状況である。
- ・ 本県の捜査用車は、平成20年度以降135台が増強配備されたが、未だ捜査員数を充足するまでには至っていない。

○警察用車両（四輪車）の増強整備状況（年度別）

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
無線警ら車	0	0	0	0	0	0	0	0
小型警ら車	4	7	0	0	0	0	0	11
被害者対策車	8	5	0	0	0	0	0	13
捜査用車	0	126	0	8	0	0	1	135
特殊車両等	0	9	1	0	5	12	5	32
計	12	147	1	8	5	12	6	191

※ 平成25年度増強は、本庁、管区及び警察大学校から更新済車両（指揮用車・庁用車）を受け入れたもの。平成26年度増強は、高速道路延伸に伴う交通取締用車5台及びDV対策車1台の計6台。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 多発する各種犯罪に対し迅速・的確に対応するため、捜査に従事する警察官の定員を踏まえた捜査用車両を増強すること。

# 交通安全対策の推進

要望先：警察庁・国土交通省

県担当課：交通規制課・道路環境課

本県における平成25年中の交通事故死者数は180人と、前年よりも20人減少したものの、高齢者、自転車、四輪車及び交差点関連事故が依然として多く、憂慮すべき状況にあり、事故実態を踏まえた交通安全施設等の整備の推進が課題となっている。

安全で快適な道路交通環境を実現し、交通事故の根絶及び交通安全施設の充実を図るため、「県民が安全・安心して利用できる道路交通環境づくり」を強力に推進する必要がある。

## 1 交通安全施設等の整備

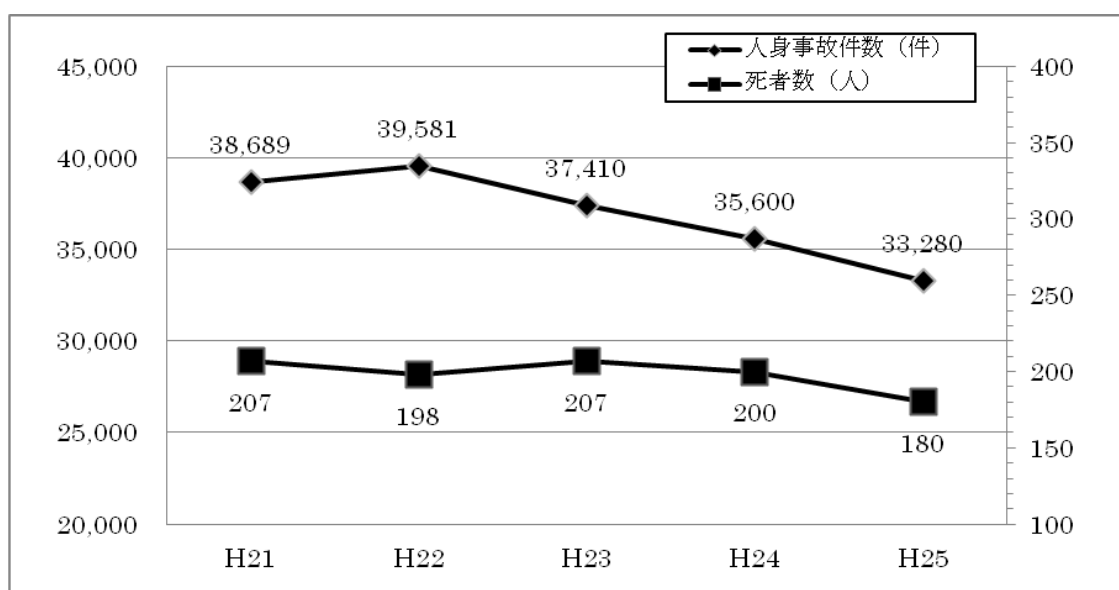
警察庁・国土交通省

交通事故防止を図り、特に歩行者、自転車にやさしい安全な道づくりが求められていることから、交差点の改良、通学路における歩道整備、自転車通行環境の整備、道路照明灯、信号機、道路標識及び道路標示など、交通安全施設等の整備に必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県の人身交通事故は、最近5年間では平成22年をピークに減少傾向にあるが、平成25年の交通事故死者数は、全国ワースト6位と高水準であり、交通情勢は依然として厳しい状況である。
- ・ 交通事故の特徴として、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の約43%（前年比-5ポイント）を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗車中の死亡事故の割合が約80%と高い。

○埼玉県内の交通事故の状況



#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 自転車と歩行者の通行環境の分離を基本とし、良好な自転車交通秩序の実現に向け、自転車通行環境を整備すること。
- ・ 交通死亡事故の約6割は、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の削減や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道の整備を進めること。
- ・ 県管理道の歩道設置率は通学路で79.0%、全体でも71.6%であり、いまだ4分の1近い通学路に歩道が整備されていない状況であることから、児童等の安全確保を図るため、歩道の整備を進めること。
- ・ 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示の整備を進めること。
- ・ 「ゾーン30」における生活道路30km/hの区域規制等の施策を強力に推進すること。

# 安全な水の安定的な供給

要望先：財務省・厚生労働省・国土交通省

県担当課：土地水政策課・生活衛生課・河川砂防課  
水道企画課・水道管理課

八ッ場ダム等の水資源開発施設は安定的な水資源を確保するための重要な施設である。

また、水道事業は給水人口や水道料金収入が頭打ちとなる中で、将来、施設の耐震化や老朽化による更新に多額の費用が見込まれる。

このため、将来にわたり安全な水を安定的に供給していくには、建設中のダム等水資源開発施設の建設継続と県負担の軽減、水道施設更新費用の財源確保や、雑用水の利用及び水道広域化の推進が必要である。

## 1 ダム等水資源開発施設建設の継続

国土交通省

暫定水利権を早期に安定化するため、建設中のダム等水資源開発施設について早期の完成を図ること。

### ◆現状・課題

- ・ 国土交通大臣は八ッ場ダム等の水資源開発施設について見直しを行うこととし、八ッ場ダムについては継続が決定したが、他の水資源開発施設については検証作業を進めているところである。
- ・ このような現状を踏まえ、暫定水利権を早期に安定化するため、ダム等の水資源開発施設を早期に完成するよう求める必要がある。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 暫定水利権を早期に安定化するため、水資源開発施設の早期完成が必要であり、八ッ場ダムも含めた水資源開発施設の整備を進めること。

## 2 ダム等水資源開発施設建設事業費の負担軽減

財務省・厚生労働省・国土交通省

ダム等水資源開発施設建設に係る事業費が巨額であるため県財政を圧迫していることから、事業費の増加を理由とする新たな負担の増加を行わないこと。また、事業費の減額が図れるよう徹底したコスト縮減や国と県の負担割合の見直しなどにより負担の軽減を行うこと。

### ◆現状・課題

- ・ ダム等水資源開発施設建設事業費は、検証に伴う工事中断による工期の延長や事業内容の見直しにより増加傾向にあり、県財政を圧迫している。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 今後、新たな負担額の増加を行わないこと。
- ・ 工事の執行段階において入札制度の改善や新工法の採用などの徹底したコスト縮減により事業費減額を図ること。
- ・ 国と県の負担割合の見直しを行うことなどにより、負担の軽減を行うこと。

## 3 水源地域整備事業の推進

財務省・厚生労働省・国土交通省

水源地域整備計画に位置付けられた事業の推進に必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源確保が必要である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- ・ 国庫補助等の見直しを行うに当たっては、事業実施に支障がないよう、緩和措置を講じること。



## 4 老朽水道施設に対する財政支援の拡充

厚生労働省

今後大幅に事業費の増加が見込まれる老朽水道施設の更新事業に対する財政支援の拡充を図ること。

### ◆現状・課題

- ・ 老朽施設の更新対策の遅れは、事故や故障に繋がり給水停止の恐れもあり、県民生活に与える影響は多大である。
- ・ 水道事業は、給水収益が減少傾向を示す中で、給水システムの中核的な役割を果たす老朽化した水道施設の多額な更新費用が経営を圧迫しているため、財源の確保が課題となっている。

#### ○水道事業の全国共通指標

水道事業ガイドライン 業務指標 (P I)

平成20年度 埼玉県上水道(市町村)全体の「経年化設備率」 57.3%

平成24年度 埼玉県営水道の「経年化設備率」 53.1%

※半数以上の設備機器が耐用年数を超えている。

#### ○石綿セメント管の残存率

平成23年度 2.8% (全国平均1.1% 全国ワースト6位)

平成24年度 2.5%

※石綿セメント管更新事業は平成23年度で廃止された。

#### ○現行の国庫補助制度

ライフライン機能強化等事業費

補助対象：耐震化を目的とした老朽管の更新(補助率1/2、1/3、1/4)。

(老朽設備、石綿セメント管の更新は対象外)

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 現行制度の『ライフライン機能強化等事業費』の採択基準に「老朽設備更新事業」を加えるとともに、「老朽管更新事業」の対象施設に「石綿セメント管」を加えること。

水の有効利用を促進するため、雑用水利用に係る法制度を整備するとともに、雑用水利用施設設置者に対する財政支援の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・ 水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・雑用水の有効利用がある。しかし、雨水・雑用水の給水事業化に関する根拠法規がなく、水道法等の関連法制度の整備もなされていない状況である。
- ・ また、雑用水に係る処理施設等の整備費用は高額であり、融資制度等の助成制度はあるものの直接の施設設置者負担の軽減がないため、広範囲にわたる普及が困難となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 引き続き、雑用水利用に係る法制度の整備と財政支援を拡充すること。

水道の広域化を推進するため、広域化を目的とした事業統合等に伴う水道施設整備の財政支援制度に係る採択基準を緩和すること。

◆現状と課題

- ・ 水道事業は、給水収益が減少する厳しい財政状況の中で、老朽化施設の更新や耐震化費用の増加、さらに今後の職員の退職による技術力不足等、様々な課題に直面している。
- ・ 水道の広域化は、スケールメリットによる効率化や更新を控えた施設の統廃合等に有効な手法であり、水道広域化の推進が必要である。

○現行の国庫補助制度

- ・ 特定広域化施設整備費  
補助対象：居住人口50万人以上、給水量の増大に伴う新設・増設。
- ・ 水道広域化促進事業費  
補助対象：水道事業の統合の受け皿となる水道施設の整備  
統合の認可を受けている又は3年以内に統合する協定書を締結している。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 「特定広域化施設整備費」の採択基準を緩和（「居住人口50万人以上」及び「給水量の増大」を削除）すること。
- ・ 「水道広域化促進事業費」の採択基準を緩和（統合協定書における「3年以内」を延長）すること。

# 危機管理・防災体制の強化

要望先：内閣府・消防庁・文部科学省・農林水産省

県担当課：危機管理課・消防防災課・畜産安全課

国の中央防災会議は、最新の科学的知見に基づき東日本大震災の教訓を踏まえた首都直下地震対策について検討している。

また、大規模地震などの災害に備え、公共施設をはじめ社会基盤の耐震対策や消防体制の充実・強化など県民の生命財産を守る施策を講じることが急務となっている。

## 1 地震防災緊急事業五箇年計画の確実な実行

内閣府

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の確実な実施に必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

#### 第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）

##### ○主な事業

- ・公立小中学校整備
- ・消防用施設整備
- ・緊急輸送道路整備
- ・砂防設備整備
- ・市町村防災行政無線整備 等

##### ○計画額

370,367 百万円

## 2 消防団の装備等に対する支援 【新規】

消防庁

市町村が消防団の充実強化を図るため、装備、服制への十分な財政支援を行うこと。

### ◆現状・課題

平成26年2月7日に「消防団員服制基準」が改正され、市町村は消防団員の制服を新たに支給する必要が生じている。

また、「消防団の装備の基準」が改正され、全団員に安全靴、救命胴衣、防塵メガネ・マスク等の配備、団員及び班長へのトランシーバーの配備、分団ごとに救急救助用具の装備などが新たに規定され、市町村の負担が増している。

また、都道府県に対し「地域の実情を踏まえつつ、市町村における装備の充実に対する財政上の支援」が求められている。

### ◆提案・要望の具体的内容

「消防団の装備の基準」の改正に伴う装備の拡充については、市町村に対して平成26年度普通交付税の大幅な増額により措置されることとなっているが、今後、確実に整備が進められるよう地域の実情を踏まえ、都道府県及び市町村に対する財政支援について、より一層の充実を図ること。

### ◆参考（埼玉県内の消防団員数）

消防団員数 14,292人（平成25年4月1日現在）

## 3 消防防災関係施設・設備の拡充

消防庁

消防防災施設や緊急消防援助隊設備の拡充を図るため、必要な財源を確保すること。特に、大規模災害時の消防の広域応援活動に有効な設備（支援車Ⅰ型など）の整備に必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 東日本大震災の発生を受けて、消防防災関係施設・設備の重要性が改めて認識されたところである。市町村・消防本部にとって、その整備には多額の経費を要することから、国庫補助制度の拡充や国の調達による無償使用制度の充実など、国の財政支援策が必要である。
- ・ 特に、災害出動した緊急消防援助隊の生活全般を支援する中心的な役割を担う緊急消防援助隊車輛（支援車Ⅰ型）は、県内消防本部に5台配備されているが更なる配備が求められている。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地方公共団体の消防防災施設の整備の促進を目的とする消防防災施設整備費補助制度及び緊急消防援助隊の設備の整備を図る緊急消防援助隊設備整備費補助制度を拡充するための財源を確保すること。
- ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助制度のうち、特に緊急消防援助隊車輛（支援車Ⅰ型）については、1台5千万円以上と高額であることから補助金財源の確保や国有財産の無償使用制度の充実を図ること。

### ◆参考（支援車Ⅰ型の埼玉県内消防本部における保有状況）

5消防本部／28消防本部

## 4 地震に関する調査研究の推進

文部科学省

関東近郊における地震動予測、長周期地震動等の観測・研究体制の整備及び地盤情報を収集管理する制度を構築するとともに、活断層調査及び地下構造調査の実施に必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

南関東地域における地震発生のメカニズムや、地震計や最新の観測システムによる複雑なプレートで構成される地殻構造の解明、観測体制の基礎的な調査研究を更に進めるとともに、地盤情報を一元的に収集管理する仕組みを構築し、地震防災や減災に役立てる必要がある。

### ◆提案・要望の具体的内容

活断層調査の総合的推進をはじめとした地震調査研究の推進をより一層推進すること。

## 5 国における移動式レンダリング装置（死亡家畜処理用装置）の配備

農林水産省

口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、移動式レンダリング装置（死亡家畜処理用装置）を国に複数配備すること。

### ◆現状・課題

- ・ 家畜伝染病予防法により、口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、畜産農家は自ら殺処分された家畜の埋却用地を準備することが義務付けられている。
- ・ 埋却用地の確保に努める一方で、結果として埋却用地が不足する場合には、代替手段として国が開発した移動式レンダリング装置を用いて、死体を破碎し、加熱により病原体を死滅させた後に焼却する方法が最善と考えられる。
- ・ しかし、本装置の価格は約1億円であり、県独自で配備することは維持・管理を含めると財政的に大きな負担となるため極めて困難である。
- ・ また、埋却用地の不足や移動式レンダリング装置の購入に係る課題は、全国に共通するものである。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、移動式レンダリング装置を全国複数個所に配備することを要望する。

# 震災に強いまちづくり

要望先：財務省・国土交通省

県担当課：都市計画課

大規模地震などによる被害を最小限に食い止め、県民の生命と財産を守るため、宅地の耐震化を推進する必要がある。

## 1 宅地耐震化の推進

財務省・国土交通省

盛土造成地等の耐震化に対する財政支援の拡充を図るとともに、住宅税制との連携や液状化対策での(独)住宅金融支援機構による融資制度の創設などにより、住民負担の軽減を図ること。

### ◆現状・課題

- ・ 平成19年7月発生の新潟県中越沖地震では、盛土造成地の崩落などにより被災した宅地が419か所に達した。このような大地震等による造成宅地の崩落から、県民の生命や財産を守るため、宅地耐震化推進事業が創設された。
- ・ 現行制度では、交付金の交付対象が、一定戸数が存在する盛土が滑動崩落することにより、国県道や鉄道などに被災が生じる箇所など限定的となっている。
- ・ 交付金の交付対象の箇所であっても、滑動崩落防止工事の国費充当率も1/4であり、残りを宅地所有者や地方公共団体等で負担することになる。
- ・ このため、滑動崩落防止工事に当っては、住民等の費用負担が重くなり、事業に対する住民の理解を得ることが難しい。
- ・ 県や市町村の財政状況も厳しいため、宅地耐震化推進事業を推進することが難しい状況である。
- ・ また、発生が懸念される大規模地震による宅地の液状化被害を抑制するため、平成25年度から宅地耐震化推進事業を拡充し、液状化対策も対象とされることとなった。
- ・ しかし、民地における液状化対策工事は直接財政支援されないため、住民等の費用負担が重く、区域内の土地所有者等の同意を得ることが難しい。

### ○埼玉県内の大規模盛土造成地数

調査対象41市町村で738箇所を抽出

※調査対象：41市町村（政令市、中核市、特例市、高低差のない市町村を除く）

約570km<sup>2</sup>

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 住民等や地方公共団体の負担を軽減し、事業の進捗を図るため、財政支援を拡充すること。
- ・ 住宅税制との連携や液状化対策での(独)住宅金融支援機構による融資制度の創設などにより、住民負担の軽減を図ること。

# 治水・治山対策の推進

要望先：国土交通省

県担当課：河川砂防課・水辺再生課・都市計画課

近年、地球温暖化との関連も指摘される集中豪雨が急増しているほか、都市化の進展による自然の洪水調節能力の低下やがけ崩れのおそれのある地域の増加など、水害や土砂災害の危険性が増大している。

このため、首都圏氾濫区域堤防強化対策など治水・治山対策の推進が急務である。

## 1 治水・土砂災害対策の推進

国土交通省

水害や土砂災害の危険から県民の尊い人命を守り、災害に強い県土づくりを進めるため、治水・土砂災害対策を強力に進めるとともに、必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県は利根川、江戸川、荒川といった国が管理する大河川に囲まれており、これらの河川が一度氾濫すると甚大な被害が発生することとなる。
- ・ 県が管理する河川の改修率は平成25年度末で60.3%であり、厳しい財政状況もあり未だ多くの地域で近年多発する豪雨等に対応できていない状況にある。
- ・ また、本県には4,000箇所以上の土砂災害危険箇所があり、そのうち保全家屋が多くあるなど優先的に整備を進めようとしている要整備箇所1,440箇所においても整備率は12.2%と依然低い状況にある。
- ・ このような状況から本県の治水・土砂災害対策を強力に進める必要がある。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 利根川・荒川等の直轄治水事業を推進すること。
  - 基幹となる河川の整備
    - ・ 首都圏氾濫区域堤防強化対策（利根川、江戸川）の推進
    - ・ 高規格堤防整備事業の推進
    - ・ さいたま築堤（荒川）、総合治水対策特定河川改修（中川・綾瀬川）の推進
    - ・ 八ッ場ダム建設事業の推進
    - ・ 首都圏外郭放水路の延伸
- ・ 県が実施する以下の事業に必要な財源を確保すること。
  - 中小河川の整備
    - ・ 総合治水特定河川の整備促進（中川綾瀬川流域、新河岸川流域）
    - ・ 広域河川の整備促進（鴻沼川、芝川、市野川等）
    - ・ 調節池の整備促進（芝川第一調節池等）
  - 土砂災害防止対策
    - ・ 砂防事業（越生町黒岩等）、地すべり対策事業（皆野町金崎地区等）、急傾斜地崩壊対策事業（秩父市川俣地区等）など
    - ・ 土砂災害防止法に基づく区域指定
  - 流域貯留浸透施設の整備
  - 排水機場等の大規模河川管理施設の更新
  - 施設機能向上事業（社会資本総合整備）の推進（伝右川）

## 2 下水道雨水管きょ等整備に対する支援の強化

国土交通省

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きょ等整備に対する財政支援の拡充など必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 近年、各地でゲリラ豪雨や集中豪雨により県内で床上浸水、床下浸水の被害が発生している。
- ・ 本県の公共下水道雨水管きょ等整備率（雨水管きょ等整備面積／全体計画面積）は、約25%と低く、早急な公共下水道の雨水管きょ等の整備が求められているが、市町村の財政負担が厳しい状況にあるため整備促進が図れない。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の尊い人命を守るため、公共下水道の雨水管きょ等の整備に係る事業の国費率1/2について、緊急的な国費率の嵩上げを行うこと。

## 3 不法係留船対策の推進

国土交通省

他の船舶の航行の支障となり、洪水時には橋脚等を損傷する危険性の高い不法係留船への対策を推進するため、船舶所有者に保管場所の確保を義務付ける制度や不法係留船の処分等を円滑に実施できる制度を創設すること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県では、河川マリーナを整備するとともに、新芝川、芝川において不法係留船舶等に対する行政代執行を実施し、また、平成20年3月25日には「埼玉県船舶の放置防止に関する条例」を制定して放置船舶等の移動も実施してきた。しかし県内を流れる中川及び荒川（いずれも直轄区間）並びに大場川には、未だ計300隻を超える不法係留船が存在し、これら不法係留船の放置船舶化も懸念される。
- ・ 現在、河川における不法係留船の排除は、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法に基づき処理することとなるが、代執行に至るまでの手続きが煩雑である。
- ・ 行政代執行法には、代執行後の物件の保管や処分についての規定がないことから、新たな制度の創設が必要である。
- ・ 所有者が判明している船舶に対しても、簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が実施できる制度も必要である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- (1) 保管場所の確保を義務付ける制度の創設
  - ・ 不法係留船の発生を抑止するため、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務付ける制度を創設すること。
- (2) 廃棄船舶及び放置船舶に係る制度の創設
  - ・ 撤去後の船舶の廃棄に関する費用についても所有者等に負担させること。
  - ・ 災害等の緊急時における放置船舶の排除について、円滑な対応を可能とすること。
  - ・ 小型船舶操縦士免許についても、道路交通法における自動車の停車・駐車に関する違反点数の規定に対応する制度を創設すること。
  - ・ 不法係留船等の所有者調査を容易にするため、日本小型船舶検査機構が発行する登録事項証明書の申請手数料を無料化すること。